

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[3] チオ尿素 詳細環境調査・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度：2/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：2/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～310,000 検出下限値範囲：42～140 検出下限値：140 要求検出下限値：73,000	福島県	1	藤原川みなと大橋(いわき市)	310,000	140
	茨城県	2	利根川河口かもめ大橋(神栖市)	nd	140
	千葉県	3	養老川浅井橋(市原市)	nd	140
	東京都	4	荒川河口(江東区)	nd	140
		5	隅田川河口(港区)	nd	140
	横浜市	6	鶴見川亀の子橋(横浜市)	nd	140
		7	横浜港	nd	140
	新潟県	8	渋江川中川新道橋(妙高市)	nd	140
	富山県	9	井田川高田橋(富山市)	nd	140
	愛知県	10	名古屋港潮見ふ頭西	nd	140
	名古屋市	11	堀川港新橋(名古屋市)	nd	140
	滋賀県	12	琵琶湖南比良沖中央	nd	140
		13	琵琶湖唐崎沖中央	nd	140
	大阪府	14	大和川河口(堺市)	nd	140
	兵庫県	15	網干沖	nd	140
	神戸市	16	神戸港中央	nd	42
	岡山県	17	旭川乙井手堰(岡山市)	nd	140
		18	水島沖	nd	140
	山口県	19	徳山湾	nd	140
		20	萩沖	nd	140
	徳島県	21	吉野川高瀬橋(石井町)	nd	140
	佐賀県	22	伊万里湾	nd	140
	宮崎県	23	本庄川柳瀬橋(宮崎市)	250	140

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、
 「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出